

氏名(本籍)	ひろ 瀬	せ 佳	よし 一	かず (東京都)
学位の種類	法 学 博 士			
学位記番号	博 乙 第 557 号			
学位授与年月日	平成元年12月31日			
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当			
審査研究科	社会科学 研究科			
学位論文題目	戦時「大同盟」における「ポーランド問題」 —「領土」と「政権」をめぐる抗争—			
主査	筑波大学助教授	法学博士	進 藤 榮 一	
副査	筑波大学教授	学術博士(Ph. D)	佐 藤 英 夫	
副査	筑波大学助教授		波 多 野 澄 雄	
副査	筑波大学助教授	法学博士	秋 野 豊	

論 文 の 要 旨

本論文は第二次世界大戦中の「大同盟」における主要な争点であったポーランド問題——戦後ポーランドの「領土」と「政権」をめぐる問題——の史的展開を分析したものである。その際、分析レベルとして従来の多くの研究が扱ってきた三大国間の交渉レベルではなく、争点の内側のレベル——亡命政府、共産主義者、国内抵抗運動等——に視座をずえることによって、三大国の政策決定に対するいわば内側からの動因を明らかにしたものである。

本論文の構成は、「政権」と政治体制のありようをめぐる動きへと転移していく過程を軸に、ポーランド側アクターの交代に焦点があてられ、前半（第1章から第3章）では主として「領土」をめぐるポーランド亡命政府の政策分析に主眼が、後半（第4章から第7章）では「政権」をめぐるポーランド人共産主義者の戦術と戦後構想の検討に重点が置かれている。各章の内容は以下の通りである。

第1章と第2章で著者は、ポーランド亡命政府の初代首班シコルスキの対ソ政策および戦後構想を分析し、彼の対ソ協調姿勢を明らかにしている。さらに1943年初頭のポーランド＝ソ連関係悪化に際して対ソ強硬姿勢を打ち出したポーランド側の変化を、亡命政府の政策転換と据える視点を提供し、これを政府部内、軍部、国内抵抗運動という三つを軸とする政治過程分析を通して検証し、これによってポーランド＝ソ連関係悪化のプロセスに対してポーランド側からの要因を明らかにしている。

第3章では、「領土」を中心とする三大国の交渉レベルでのポーランド問題の展開とテヘラン会談での合意形成の経過が扱われている。ここではとりわけ三大国のポーランド問題に対する姿勢と、

政策転換後の亡命政府の立場のすれ違いに留意することで、テヘラン会談での合意の歴史的意味が考究される。

第4章と第5章では、1943年以降、「政権」をめざす闘争に加わった国内およびモスクワのポーランド人共産主義者の動向が跡づけられる。彼らはソ連の全面的後ろ盾を得ていたとはいえ、必ずしもソ連の傀儡にすぎなかったのではなく、むしろ国内でもモスクワでも、ソ連との戦術上の相違をばらみながら、論争を繰り返していた現実が明らかにされ、共産主義者内の対立の位相と、権力掌握への動きが浮彫りにされていく。

第6章では、「ワルシャワ蜂起」の政治的意味が問い直され、「蜂起」を立案した亡命政府側のねらいと、ソ連および共産主義者の反応を通して、「蜂起」が権力をめぐる闘争に重大な影響を与えたことが考察される。

第7章では、「ワルシャワ蜂起」後の1944年10月、急速に推し進められた共産主義者による権力掌握過程が追跡され、ソ連外交との関わりと、ヤルタ会談におけるポーランド問題の位置付けが据え直される。とりわけ「ワルシャワ蜂起」によってポーランド人共産主義者が戦術を転換させ、ソ連の「介入」を内側から引き出しながら、「政権」をめぐる争いにいわば一方的解決を志向するにいたった過程が明らかにされていく。

以上から、大戦中の「領土」と「政権」を軸とするポーランド問題が、単に国際的条件のみならず、ポーランドの「内政」的拘束因によるいわば「内側からの対立の先鋭化」によって冷戦の起源としての輪郭を明瞭に表わしたこと、そしてそのポーランドをめぐる歴史の動向が、今日にいたる戦後国際関係のダイナミズムの原型を提供している現実が、明らかにされている。

審 査 の 要 旨

本論文の優れた点は、(1)これまで十分光のあてられなかったポーランド国内の動向に視座をすえ、冷戦起源論の隠された部分を明らかにするのに成功したこと、(2)英語文献はもとより、ポーランド語、ロシア語による一次史料と二次史料を十二文に駆使し、説得力の高い実証を行うのに成功したこと、(3)大戦中から大戦末期のソ連の対東欧政策につき、ポーランド問題への対応の分析を通してその論理を跡付け、現代の国際関係の理解に不可欠の視座を提供するのに資したこと、に求められよう。

なお、著者に今後望まれることは、(1)「内側からの対立の先鋭化」と大国のパワーポリティクスとのせめぎあいをいままし掘り下げ、(2)ローズベルト外交におけるポーランド問題の位置付けにいままし注意を払うべきこと、の主として2点である。以上、望蜀の感を述べるも、本論文は既存の冷戦研究史の欠落を補填し、そのオリジナリティと実証度の高さにおいて欧米の関連研究にまさるとも劣らぬ国際的な水準をゆくものとして高く評価されよう。

よって著者は法学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。